

「相模原市産業集積促進条例の改正（案）の概要」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市は、平成17年に相模原市産業集積促進条例を制定し、本市の基幹産業である製造業を中心とした産業集積基盤の更なる強化を図り、持続可能な都市経営に資するため、戦略的な企業誘致を進めているところです。

こうした中、本市がこれまで積極的に推進してきました中小企業における産業用ロボットの導入支援やロボット分野の専門人材の育成等の施策との相乗効果をもたらすロボット関連産業の更なる集積を促進し、市内の製造業全体の競争力強化につなげるため、「相模原市産業集積促進条例の改正（案）の概要」をまとめました。

この度、相模原市産業集積促進条例を改正するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、1人から5件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 平成28年12月15日（木）～平成29年1月23日（月）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、産業政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（青根・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（5）件
内 訳	直接持参	0人（0）件
	郵送	0人（0）件
	ファクス	0人（0）件
	電子メール	1人（5）件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	条例改正(案)全般に関する こと	1		1		
	景気変動への対応に関する こと	1		1		
	融資制度に関する こと	1		1		
	ロボット支援に関する こと	1		1		
	税の軽減措置に関する こと	1			1	
合計		5	0	4	1	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
条例改正(案)全般に関すること			
1	改正に賛成である。	引き続き、更なる産業基盤の強化を図るとともに、持続可能な都市経営に資するため、戦略的な企業誘致を推進してまいります。	イ
景気変動への対応に関すること			
2	景気状況等の変動により、影響を受ける場合の対策をお願いします。	リーマンショックのような世界的な経済危機や自然災害等により、やむを得ず、立地予定日又は操業開始予定日の延長期限を超えてしまう場合は、例外的に認めるよう対応します。	イ
融資制度に関すること			
3	同時に使用できる低利の融資制度について、検討をお願いします。	<p>現在、「相模原市中小企業等施設整備特別融資制度」を設けており、当該制度の利用により、融資利用者は信用保証料の一部補助や5年間の利子補給を受けることができます。</p> <p>さらに、平成29年4月からは、融資利率の上限を2.1%から1.8%に引き下げ、施設整備等に係る資金調達を低利で行うことができるよう支援してまいります。</p>	イ

ロボット支援に関すること			
4	<p>ロボットを使用した生産設備を開発するために利用する開発支援センター利用時の費用の援助や、同センター内にあるロボットにアプリケーションを取付け、開発の状況を確認するための機関の検討をお願いします。</p>	<p>「さがみはらロボット導入支援センター」の利用料につきましては、国の地方創生に係る交付金を活用することで、ロボットシステムの展示やコンサルティング、人材育成等の各種事業を無償で実施しておりますので、是非ご利用ください。</p> <p>また、ロボット開発に関する機能の拡充につきましては、企業ニーズを踏まえながら、今後検討してまいります。</p>	イ
税の軽減措置に関すること			
5	<p>固定資産税等の軽減期間についても、併せて検討をお願いします。</p>	<p>奨励金の分割交付期間については、立地計画に基づく操業の確実な実行を促すために、事業継続義務期間に合わせて、5年から10年に延長するものであり、奨励金の交付総額については、従前のままとしています。固定資産税及び都市計画税の軽減についても同様に、軽減総額は従前のままとするため、今般の改正における軽減期間の延長は行いませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ